

観光立国推進基本計画の改訂について

平成28年10月27日

観光立国推進基本計画の改定について

- 観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)は、政府は観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国推進基本計画を策定する旨規定(閣議決定・国会報告が必要)。

観光立国推進基本法 (抄)

第十条 政府は、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国の実現に関する基本的な計画（以下「観光立国推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 観光立国推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針
 - 二 観光立国の実現に関する目標
 - 三 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 国土交通大臣は、交通政策審議会の意見を聴いて、観光立国推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、観光立国推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、観光立国推進基本計画の変更について準用する。

第十一条 観光立国推進基本計画以外の国の計画は、観光立国の実現に関しては、観光立国推進基本計画を基本とするものとする。

- 現在の観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)の計画期間は、平成28年度までとなっている。
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)等も踏まえ、政府を挙げて観光立国を実現するための道筋を明らかにするものとして、観光立国推進基本計画を改定し、今年度中の閣議決定を目指す。

観光立国推進基本法の概要

平成18年12月13日成立、平成19年1月1日施行。

題 名

観光立国の実現を国家戦略として位置づけ、その実現の推進を内容とするものであることにかんがみ、題名を「観光基本法」から「観光立国推進基本法」に改正。

前 文

少子高齢社会の到来や本格的な国際交流の進展を視野に、観光立国の実現を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」と位置付け。

目 的

観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること。

基 本 理 念

観光立国の実現を進める上での

- ①豊かな国民生活を実現するための「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の認識の重要性
 - ②国民の観光旅行の促進の重要性
 - ③国際的視点に立つことの重要性
 - ④関係者相互の連携の確保の必要性
- を規定。

関係者の責務等

- ①国の責務
観光立国の実現に関する施策を総合的に策定、実施する。
- ②地方公共団体の責務
地域の特性を活かした施策を策定し実施。
また、広域的な連携協力を図る。
- ③住民の責務
観光立国の重要性を理解し、魅力ある観光地の形成への積極的な役割を担う。
- ④観光事業者の責務
観光立国の実現に主体的に取り組むよう努める。

「観光立国推進基本計画」の作成

- ①観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針
 - ②観光立国の実現に関する目標
 - ③観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ④その他、必要な事項
- を盛り込んだ、閣議決定による観光立国推進基本計画を策定。
(国土交通大臣がとりまとめを担当)

観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)の概要

1 基本的な方針

1. 震災からの復興
2. 国民経済の発展
3. 国際相互理解の増進
4. 国民生活の安定向上

2 計画期間

5年間(平成24年度～平成28年度)

3 目標

計画期間における基本的な目標

1. 国内における旅行消費額

平成28年までに30兆円にする。【平成21年実績:25.5兆円】

2. 訪日外国人旅行者数

平成32年初めまでに2,500万人とすることを念頭に、平成28年までに1,800万人にする。【平成22年実績:861万人、平成23年推計:622万人】

3. 訪日外国人旅行者の満足度

平成28年までに、訪日外国人消費動向調査で、「大変満足」と回答する割合を45%、「必ず再訪したい」と回答する割合を60%とすることを目指す。【平成23年実績:「大変満足」の回答割合43.6%、「必ず再訪したい」の回答割合:58.4%】

4. 国際会議の開催件数

我が国における国際会議の開催件数を平成28年までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。
【平成22年実績:国際会議の開催件数741件】

5. 日本人の海外旅行者数

平成28年までに2,000万人にする。
【平成22年実績:1,664万人、平成23年推計:1,699万人】

6. 日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数

平成28年までに年間2.5泊とする。【平成22年実績:2.12泊】

7. 観光地域の旅行者満足度

観光地域の旅行者の総合満足度について、「大変満足」と回答する割合及び再来訪意向について「大変そう思う」と回答する割合を平成28年までにいずれも25%程度にする。【実績値無し】

4 施策

観光庁が主導的な役割を果たすべき主な施策

- 1 国内外から選好される魅力ある観光地域づくり
(1)観光地域のブランド化
(2)外客受入環境の充実
(3)大都市における観光の推進
(4)複数地域間の広域連携
(5)新たな観光地域づくりのモデルとなる先進的取組
(6)観光産業の参画
(7)観光分野における人材の育成
(8)関係省庁をはじめとする関係者間の連携
- 2 オールジャパンによる訪日プロモーションの実施
(1)プロモーションの高度化
(2)観光産業の参画
(3)関係省庁をはじめとする関係者間の連携
- 3 国際会議等のMICE分野の国際競争力強化
(1)MICEマーケティング戦略の高度化
(2)MICE産業の競争力強化
(3)MICEに関する受入環境の整備
- 4 休暇改革の推進
(1)休暇を取得しやすい職場環境の整備
(2)小・中学校の休業の多様化と柔軟化
(3)休暇取得の分散化

政府全体により講ずべき施策

- 1 基本的考え方
- 2 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成
(一)国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成
(二)観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成
(三)観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備
- 3 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成
(一)観光産業の国際競争力の強化
(二)観光の振興に寄与する人材の育成
- 4 国際観光の振興
(一)外国人観光旅客の来訪の促進
(二)国際相互交流の促進
- 5 観光旅行の促進のための環境の整備
(一)観光旅行の容易化及び円滑化
(二)観光旅行者に対する接遇の向上
(三)観光旅行者の利便の増進
(四)観光旅行の安全の確保
(五)新たな観光旅行の分野の開拓
(六)観光地域における環境及び良好な景観の保全
(七)観光に関する統計の整備

観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化
2. 政府が一体となった施策の推進
3. 施策の推進状況の点検と計画の見直し
4. 地域単位の計画の策定